



道医師国保組合公告

平成24年4月1日 道医国保公示第378号

北海道医師国民健康保険組合の別途積立金積立規則の一部改正、平成24年度国保組合の組織運営における法令遵守<コンプライアンス>のための実践計画の制定、平成23年度歳入歳出第1次補正予算、平成24年度事業方針並びに歳入歳出予算について、平成24年2月25日（土）開催の第108回通常組合会において議決された。

北海道医師国民健康保険組合

理事長 赤倉昌巳

平成23年度北海道医師国民健康保険組合 歳入・歳出第1次補正予算

〔歳入の部〕

(単位：千円)

款	項	補正前の額 (当初予算額)	補正額 (△)は減	補正後の額
3. 国庫補助金		467,865	5,812	473,677
	2. 国庫補助金	462,433	5,812	468,245
9. 繰入金	1. 繰入金	270,004	144,525	414,529
補正されなかった款・項にかかる額		1,318,529	0	1,318,529
歳入合計		2,056,398	150,337	2,206,735

〔歳出の部〕

(単位：千円)

款	項	補正前の額 (当初予算額)	補正額 (△)は減	補正後の額
2. 総務費		140,261	3,260	143,521
	1. 総務管理費	127,411	3,260	130,671
3. 保険給付費		1,135,298	107,142	1,242,440
	1. 療養諸費	997,702	107,142	1,104,844
6. 共同事業拠出金等		45,399	900	46,299
	2. 共同事業負担金	0	900	900
7. 後期高齢者支援金等	7. 後期高齢者支援金等	314,916	3,043	317,959
8. 前期高齢者納付金等	8. 前期高齢者納付金等	21,249	3,258	24,507
11. 諸支出金	1. 償還金及び還付加算金	21,954	32,734	54,688
補正されなかった款・項にかかる額		377,321	0	377,321
歳出合計		2,056,398	150,337	2,206,735

北海道医師国民健康保険組合平成24年度事業方針

平成22年11月16日の行政刷新会議の事業仕分けにおいて「所得水準の高い国保組合（全国47都道府県の医師国保組合）に対する定率補助の廃止」が結論として出された。この後の平成23年度予算大臣折衝では「平成24年4月からの実施を念頭に、所要の法律改正案を次期通常国会に提出することを目指す」と厚生労働大臣・財務大臣・国家戦略担当大臣による三大臣合意がなされた。

平成23年度の通常国会においては、法律改正案の提出はされなかったが、平成23年6月30日に政府与党社会保障改革検討本部で決定された社会保障と税の一体改革成案で「国保組合の国庫補助の見直し」が盛り込まれた。

厚生労働省は、「一昨年の三大臣合意があること」から、平成24年度通常国会への法案提出を進めようとしている。もし仮に、本年度の通常国会へ法案提出された場合には、医師国保組合の存亡にも及ぶことから、何としても法案提出を阻止しなければならない重要な時期となる。全医連や日本医師会とともに、組合員各位の総力をもって立ち向かい、医師国保組合を今後とも存続できるように行動していかなければならない。

厚生労働省では所得水準の高い医師国保組合は、積立金を多く保有し、国庫補助が無くても十分事業運営ができると判断している。

更に、会計検査院では全国的に実地調査を行い、医業に従事していない組合員が加入していることを問題視し、厚生労働省に対し会計検査院法第36条の規定に基づき、改善するよう意見表示をしている。

それらを含めて医師国保組合を取り巻く環境は、日々厳しさを増しているが、資格の適正化においては、今後、厚生労働省から示されるであろう策定案に基づき、粛々と対処して行く所存である。

平成23年度の予算執行状況は、収入面では定率国庫補助金が、従来通りに交付されており、支出面では療養給付費が、予算の範囲内に落ち着いている状況でもあり、収支のバランスがとれた財政状況で推移していると言えよう。

平成24年度の予算編成においては、国庫補助金も従来通りを見込み、保険料等検討委員会で審議いただいた答申に基づき、「保険料・給付割合等に関しては、現状維持に据え置く」こととする。

基本的には平成23年度の事業を踏襲することとし、平成23年度から実施し、好評だった「リフレッシュ野球観戦」事業も継続して実施する。

当組合は、被保険者数の減少による保険料収入の減少とともに、後期高齢者支援金等による負担増が顕著となっているが、過去から蓄積してきた財産により、ここ数年の負担増には十分対応できるものと思われる。

将来的には保険料見直しによる財政建て直しも必要かと思われるが、当面の事業運営においては、健全財政を維持しつつ、組合員・被保険者の健康への意識強化を図り、更なる福祉の充実を図れるよう計画を策定して行きたい。

平成24年度における主な事業項目は、次のとおりである。

1. 組合員及び被保険者について

(1) 厚生労働省から示される策定案に基づき、資格管理を適正に行う。

資格関係の届出等の適確化に努める。

(2) 組合員等に対し事業内容のPRを積極的に行う。

北海道医報「道医師国保の頁」及び、インターネットにおける「道医師国保ホームページ」によるPR活動を行う。

2. 給付について

(1) 療養の給付

療養の給付割合は、法定割合とする。

(2) 任意給付

出産育児一時金・葬祭費・傷病手当金は、現行どおりとする。

〈支給額〉	出産育児一時金	1件	42万円	
	葬祭費	組合員	1件	30万円
		家族・准組合員	1件	10万円
	傷病手当金	(組合員)	支給開始日	8日目
			支給期間	360日
			支給日額	5千円

3. 保健事業について

平成24年度も引き続き、特定健康診査・特定保健指導を含めた人間ドック等の助成制度や、インフルエンザワクチン接種助成事業も引き続き推進していく他、第3種組合員に対する「休業見舞金」及び「死亡見舞金」についても、引き続き傷病手当金及び葬祭費と同様の取扱いを行う。

平成23年度から開始した心身リフレッシュを目的とした北海道日本ハムファイターズ・リフレッシュ野球観戦も

引き続き実施する。

◇特定健康診査・特定保健指導実施計画目標数（5カ年）

特定健康診査		特定保健指導	
平成20年度		平成20年度	
対象被保険者数の15%	652人	指導対象者数の3%	33人
平成21年度		平成21年度	
対象被保険者数の25%	1,073人	指導対象者数の7%	75人
平成22年度		平成22年度	
対象被保険者数の40%	1,704人	指導対象者数の15%	159人
平成23年度		平成23年度	
対象被保険者数の55%	2,309人	指導対象者数の30%	314人
<u>平成24年度</u>		<u>平成24年度</u>	
対象被保険者数の70%	2,912人	指導対象者数の45%	466人

特定健診・特定保健指導は、平成25年度以降も実施される見込みで、40歳以上の被保険者への受診勧奨を図るため、更なるPRに努めていく。

4. 財政について

(1) 保険料について

平成24年度の保険料を次のとおりとする。

後期高齢者支援金等については、法の定めるところにより被保険者に対し賦課する。

介護保険負担額についても、法の定めるところにより第2号被保険者に対し賦課する。

ア) 所得割賦課額（第1種及び第2種組合員）

料率1,000分の14

〔ただし、第2種組合員（医育機関医師会所属）は所得割賦課額として年額60,000円を加算する。〕

最高限度額（年額）520,000円

イ) 平等割賦課額（第1種・第2種組合員及び第3種組合員）

年額（1人）49,200円から後期高齢者支援金等賦課額を控除した額

ウ) 均等割賦課額（組合員以外の被保険者）

年額（1人）60,000円から後期高齢者支援金等賦課額を控除した額

エ) 後期高齢者支援金等賦課額（全被保険者）

後期高齢者支援金等納付金額の69% 年額（1人）34,080円

（月額 2,840円）（予定）

オ) 介護納付金賦課額（40～64歳の被保険者）

法定介護納付金額の69% 年額（1人）38,880円

（月額 3,240円）

(2) 国庫補助金について

平成24年度も現状維持を見込むが、厚生労働省は、平成24年度通常国会に定率国庫補助削減に関する法案を提出する準備を進めているため、今後も国の動向を注視していく。

ア) 事務費負担金

事務費負担金は、平成23年度より所得水準に応じた支給率が乗じて算定され、基準額の負担金補助に対し80%に削減された額を見込む。

イ) 療養給付費等補助金

療養給付費等補助金の補助率は、法定7割給付ベースの32%と特定被保険者（若人）13%の補助率を見込む。

介護納付金、老健拠出金に対する補助金も、前年と同率で見込む。老健拠出金補助金は、請求遅延分の精算額に対する補助金を見込む。

ウ) 特別調整補助金

保険者機能強化に資する補助対象事業に改正され、特定健診・特定保健指導、レセプト点検、医療費通知等に対する補助が見込まれる。

また、国保連合会における国保総合電算システムへの対応と、全協の国保組合共通システム導入に伴う当組合のシステム構築に係る費用についてもこの科目での補助が見込まれる。

特に保険者機能の強化が求められるため、保険者機能の充実を図る。

エ) 出産育児一時金等補助金

出産育児一時金補助金は、42万円の支給額が恒久化され、出産1件当たり105,000円の補助金となり、1/4の補助額が見込まれる。

高額医療費共同事業補助金は、平成24年度以降も従来どおりである。

(3) 財源の確保について

平成24年度の保険料賦課額は据え置きとしており、当組合の保険給付の貴重な財源確保のためにも、完全収納を達成するよう努力する。

法定積立金の必要額を管理し、必要額以上の積立は行わない。

(4) 管理費用について

管理費用の節減には一層努力する。

5. 事務について

(1) 「サービス精神に徹する」「即時処理の原則を遵守する」「役員・支部・組合会議員への諸報告を励行する」の三原則を堅持する。

(2) 電算処理方法の充実

平成23年度から国保連合会における国保総合電算システムが導入されたが、従来のシステムとの不具合が発覚しており、全国国保組合協会から提供される国保組合共通システムを導入し、新システムによる資格管理の適正化、事務処理の一層の効率化に努める。

(3) 事務機構の強化

今後の制度改正にも柔軟に対応可能な事務局体制の強化を図る。

(4) 各種研修会への出席

事務能力向上のため、従来どおり職員を各種研修会へ出席させる。

(5) レセプト点検強化、医療費通知の実施

柔道整復療養費のレセプト点検を強化する。

歯科の医療費通知を継続実施する。

6. 支部の強化について

(1) 必要に応じ支部長連絡協議会を開催し、当組合における当面の諸問題についての報告等、当組合の現状を確認願う。

(2) 北海道医師会・医師国保組合事務連絡協議会を年1回開催する。

(3) 地区別事務懇談会を北海道医師会と共に開催し、また、必要に応じて職員を支部に派遣して支部業務の協力をする。

(4) 支部交付金は、平成23年度と同様に交付する。

支部交付金の使途を記載した「報告書」を支部に提出願う。

7. 関係諸団体との連絡提携について

(1) 全国医師国保組合連合会について

第50回全医連全体協議会は、福岡市において九州ブロックが当番となり、福岡県医師国保組合の主担当で開催される。

本年度は医師国保組合の存続・維持にも係わるため強固な連携を図る。

(2) 東北・北海道医師国保組合連絡協議会について

本連絡協議会の当組合の当番は昨年度で終了し、本年度は秋田県医師国保組合が担当となり、平成24年度定例協議会等が秋田市で開催される予定である。

(3) 全国国保組合協会及び北海道国保団体連合会について

全国国保組合協会北海道支部及び北海道国保団体連合会組合支部の当番組合は、昨年度に引き続き薬剤師国保組合が担当している。

道内4国保組合の連携を深め国保制度の維持・発展に努力していく。

なお、全国国保組合協会第59回通常総会は、香川県医師国保組合が担当となり、高松市で開催される予定である。

(4) 千葉県医師国保組合との連携強化

千葉県医師国保組合との情報交換を深め、「リフレッシュ野球観戦」の更なる充実を図るとともに、歩こう運動として企画予定の「旭山動物園」へ千葉県医師国保組合被保険者を招聘できるよう、また「ディズニールゾートを歩こう」事業に当組合の組合員・被保険者が参画できるよう、今後、十分打合せを行い、両組合の組合員・被保険者にとって魅力ある保健事業の強化・発展に努力していく。

平成24年度北海道医師国民健康保険組合 歳入・歳出予算

※前年度予算額：平成24年2月25日開催の第108回通常組合会承認可決の平成23年度第1次補正後予算額

〔歳入の部〕

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 第 1 次 補 正 後 予 算	比 較 増 減 (△は減)	
1. 国民健康保険料	1. 国民健康保険料		1,202,201	1,224,714	△22,513	
		1. 平等割等保険料現年分	842,081	871,265	△29,184	
		2. 後期高齢者支援金等保険料現年分	232,425	227,864	4,561	
		3. 介護保険分保険料現年分	127,020	124,910	2,110	
		4. 保険料滞納繰越分	675	675	0	
2. 使用料及び手数料	1. 手 数 料	1. 督 促 手 数 料	1	1	0	
3. 国庫支出金			432,808	473,677	△40,869	
	1. 国庫負担金	1. 事 務 費 負 担 金	4,935	5,432	△497	
	2. 国庫補助金		427,873	468,245	△40,372	
		1. 療養給付費等補助金	326,444	362,910	△36,466	
		2. 特別調整補助金	2,370	8,623	△6,253	
		3. 出産育児一時金等補助金	5,247	6,676	△1,429	
		4. 後期高齢者支援金等補助金	91,912	87,936	3,976	
		5. 特定健診等補助金	1,900	2,100	△200	
4. 前期高齢者交付金	1. 前期高齢者交付金	1. 前 期 高 齢 者 交 付 金	1	1	0	
5. 道支出金	1. 道支出金	1. 道 支 出 金	1	1	0	
6. 連合会支出金	1. 連合会補助金	1. 保 健 事 業 等 推 進 給 付 金	1	1	0	
7. 共同事業交付金	1. 共同事業交付金	1. 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	39,650	40,834	△1,184	
8. 財産収入			1,403	2,573	△1,170	
	1. 財産運用収入		1,402	2,572	△1,170	
		1. 準 備 積 立 金 利 子	180	350	△170	
		2. 特 別 積 立 金 利 子	200	250	△50	
		3. 別 途 積 立 金 利 子	980	1,900	△920	
		4. 役 員 退 職 給 与 積 立 金 利 子	2	2	0	
		5. 職 員 退 職 給 与 積 立 金 利 子	40	70	△30	
	2. 財産売却収入	1. 物 品 売 払 収 入	1	1	0	
9. 繰入金	1. 繰入金	1. 繰 入 金	182,004	414,529	△232,525	
10. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰 越 金	100,000	50,000	50,000	
11. 諸収入			656	404	252	
	1. 延滞及び過怠金		2	2	0	
		1. 延 滞 金	1	1	0	
		2. 過 怠 金	1	1	0	
	2. 預金利子	1. 預 金 利 子	330	30	300	
	3. 雑収入		324	372	△48	
		1. 返 納 金	1	1	0	
		2. 雑 入	322	370	△48	
		3. 第 三 者 納 付 金	1	1	0	
歳	入	合	計	1,958,726	2,206,735	△248,009

〔歳出の部①〕

(単位：千円)

款	項	目	本 予 算	前 第1次 補正 後 予 算	比 較 増 減 (△は減)
1. 会 議 費			34,746	30,301	4,445
	1. 組 合 会 費	1. 組 合 会 費	6,720	6,170	550
	2. 役 員 会 費	1. 役 員 会 費	25,776	21,881	3,895
	3. 委 員 会 費	1. 委 員 会 費	2,250	2,250	0
2. 総 務 費			130,793	143,521	△12,728
	1. 総 務 管 理 費		119,293	130,671	△11,378
		1. 一 般 管 理 費	108,108	119,636	△11,528
		2. 国保連合会負担金	900	750	150
		3. 支 部 運 営 費	10,285	10,285	0
	2. 保 険 料 徴 収 費	1. 保 険 料 徴 収 費	4,650	4,650	0
	3. 研 究 研 修 費	1. 研 究 研 修 費	3,120	2,300	820
	4. 趣 旨 普 及 費	1. 趣 旨 普 及 費	3,730	5,900	△2,170
3. 保 険 給 付 費			1,032,721	1,242,440	△209,719
	1. 療 養 諸 費		910,023	1,104,844	△194,821
		1. 療 養 給 付 費	899,739	1,094,053	△194,314
		2. 療 養 費	7,284	7,591	△307
		3. 審 査 支 払 手 数 料	3,000	3,200	△200
	2. 高 額 療 養 費		87,140	98,818	△11,678
		1. 高 額 療 養 費	86,140	97,800	△11,660
		2. 高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,000	1,000	0
		3. 支 払 手 数 料	0	18	△18
	3. 移 送 費	1. 移 送 費	50	50	0
	4. 出 産 育 児 諸 費		12,188	14,708	△2,520
		1. 出 産 育 児 一 時 金	12,180	14,700	△2,520
		2. 支 払 手 数 料	8	8	0
	5. 葬 祭 諸 費	1. 葬 祭 費	6,500	7,200	△700
	6. 傷 病 手 当 金	1. 傷 病 手 当 金	15,000	15,000	0
	7. 附 加 給 付		1,820	1,820	0
		1. 出 産 附 加 金	420	420	0
		2. 葬 祭 附 加 金	1,400	1,400	0
4. 老 人 保 健 拠 出 金	1. 老 人 保 健 拠 出 金		165	591	△426
		1. 老 人 保 健 医 療 費 拠 出 金	149	572	△423
		2. 老 人 保 健 事 務 費 拠 出 金	16	19	△3
5. 介 護 納 付 金	1. 介 護 納 付 金	1. 介 護 納 付 金	179,811	177,327	2,484
6. 共 同 事 業 拠 出 金 等			45,772	46,299	△527
	1. 共 同 事 業 拠 出 金		44,084	45,399	△1,315
		1. 高 額 医 療 費 拠 出 金	44,056	45,372	△1,316
		2. 高 額 医 療 費 共 同 事 業 事 務 費 拠 出 金	28	27	1
	2. 共 同 事 業 負 担 金	1. 国 保 組 合 共 通 シ ス テ ム 共 同 事 業 負 担 金	1,688	900	788
7. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		334,385	317,959	16,426
		1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	334,358	317,926	16,432
		2. 後 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金	27	33	△6
8. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		14,764	24,507	△9,743
		1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	14,738	24,475	△9,737
		2. 前 期 高 齢 者 関 係 事 務 費 拠 出 金	26	32	△6
9. 保 健 事 業 費	1. 保 健 事 業 費		126,000	108,800	17,200
		1. 疾 病 予 防 費	95,000	77,800	17,200
		2. 休 業 見 舞 金	10,000	10,000	0

〔歳出の部②〕

(単位：千円)

款	項	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 第1次補正 後 予 算	比 較 増 減 (△は減)
		3. 死 亡 見 舞 金	21,000	21,000	0
10. 積 立 金	1. 積 立 金		8,570	19,030	△10,460
		1. 準 備 積 立 金	1	1	0
		2. 特 別 積 立 金	1	1	0
		3. 役 員 退 職 給 与 積 立 金	3,766	3,455	311
		4. 職 員 退 職 給 与 積 立 金	4,801	15,572	△10,771
		5. 別 途 積 立 金	1	1	0
11. 諸 支 出 金	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金		19,123	54,688	△35,565
		1. 保 険 料 還 付 金	2,000	2,000	0
		2. 償 還 金	17,123	52,688	△35,565
12. 予 備 費	1. 予 備 費	1. 予 備 費	31,876	41,272	△9,396
歳 出 合 計			1,958,726	2,206,735	△248,009

北海道医師国民健康保険組合別途積立金積立規則の一部改正

※後期高齢者医療制度施行に伴い、別途積立金積立規則に規定する目的の科目変更等の一部改正。

1. 改正の理由

- (1) 平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度により、老人保健医療費拠出金に代わり後期高齢者支援金等・前期高齢者納付金等の拠出金制度に変更。
- (2) 決算剰余金については、従前より別途積立金へ積み立てし、不足の事態に対処してきたが、ここ数年の医師国民組合を取り巻く環境の変化から、別途積立金として保有することにも限界が出てきているため。

2. 改正の内容

老人保健医療費拠出金は、平成26年度まで遅延分に対する精算が行われるが、老人保健制度は既に廃止されているため、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金に科目変更を行う。
積立金の充当目的も限定されているが、状況に対処するため、組合会で議決を経たものに限り使用（振替）させていただけるように改正。

3. 改正施行の期日

平成24年3月1日

別途積立金積立規則の一部改正の現行条文と改正条文

別途積立金積立規則・現行条文	別途積立金積立規則・改正条文
<p>第1条 決算剰余金を生じたときは、次の各号に規定する目的のために、別途積立金を積み立てることができる。</p> <p>(1) 保険給付費、老人保健拠出金及び介護納付金の引当金</p> <p>(2) 組合員の共同利益確保のための融資資金、出資金及び財産取得の引当金</p> <p>(3) 記念行事等特別な事業を実施するための引当金</p> <p>第2条 積立額は、決算を認定する組合会で、そのつど決定するものとする。</p> <p>第3条 この積立金は、第1条に規定する目的以外に充当することはできないものとする。</p> <p>第4条 この規則を変更しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。</p>	<p>第1条 決算剰余金を生じたときは、次の各号に規定する目的のために、別途積立金を積み立てることができる。</p> <p>(1) 保険給付費、介護納付金、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の引当金</p> <p>(2) 組合員の共同利益確保のための融資資金、出資金及び財産取得の引当金</p> <p>(3) 記念行事等特別な事業を実施するための引当金</p> <p>第2条 積立額は、決算を認定する組合会で、そのつど決定するものとする。</p> <p>第3条 この積立金は、第1条に規定する目的以外に充当することはできないものとする。 ただし、特別な理由により組合会で議決を経たものに限り使用することができる。</p> <p>第4条 この規則を変更しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。</p>

平成24年度北海道医師国民健康保険組合法令遵守 (コンプライアンス) のための実践計画の制定

(平成24年1月26日第550回理事会議決)

※国民健康保険組合の組織運営における法令遵守(コンプライアンス)体制の整備のために、国民健康保険組合同規約例(昭和34年保発第13号)が改正されたことを踏まえ、平成24年度版として策定。

1. 策定の内容

平成23年7月30日開催の第107回通常組合会で「国民健康保険組合の組織運営における法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針及び平成23年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画」を議決いただいたが、このうち「平成24年度北海道医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画」を制定。

2. 施行の期日

平成24年4月1日

平成24年度 北海道医師国民健康保険組合 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

北海道医師国民健康保険組合法令遵守(コンプライアンス)体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成24年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守マニュアルの見直し

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守(コンプライアンス)のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアルの見直しを行う。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止をするため、役職員に対する法令遵守の周知徹底を行う。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、職員を長期間にわたり同一業務に従事しないよう係替えを実施し、またやむを得ない理由により、長期間にわたり同一業務に従事させる場合には、事故防止等のため適切な措置を講じる。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握

役職員が法令遵守関連情報(組合員等からの苦情、被保険者資格適用に関する争い、保険給付に関する争い、保険料賦課・徴収に関する争い、不祥事故に関する報告等)を把握した場合は、法令遵守担当理事等にすみやかに報告する。法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの、又は組合員等の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告し、その対応を決定する。

5 不祥事故への対応

役職員が不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等にすみやかに報告するとともに、次にかかげる対応をとる。

- ① 規約、規程等に則り理事会に報告し、また法令等に従い北海道に報告する。
- ② 理事長は、法令遵守担当理事とともに適切な調査を行う。

6 雑則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。